

## II 支援の概要

### 1 令和5年度 名古屋若松寮・はぐみ・つむぎ 事業計画

#### 1. 事業運営基本計画（事業目標）

- (1) 子どもたちの安心・安全な生活の保障
- (2) 子どもの権利擁護推進
- (3) 職員の支援の向上と働きやすい環境整備
- (4) 食環境の充実・食育の推進
- (5) 社会的養育推進計画の実現へ向けた財源確保

#### 2. 具体的計画

- (1) 子どもたちの安心・安全な生活の保障
  - ① 小規模グループケアという特性を活かし、日々子どもとの対話を大切にし、意向を汲み取り、個々の能力に応じた柔軟な支援を行う。
  - ② ヒアリング（年3回実施）を実施し、安心して生活できているかを確認する。また、自立支援計画策定時・見直し時に子どもの得手不得手を子ども本人と共有し、スモールステップで出来ることを増やしていく。
  - ③ 子ども会議（小学生・中高生）を月1回実施し、日常の生活の中で意見表明できる場を保障し、子どもの声に耳を傾け、その意見を生活の中に取り入れていく。
- (2) 子どもの権利擁護推進
  - ① 「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト（施設版）」（年1回）「同（職員版）」（年2回）の実施、第三者評価を実施し、子どもの権利擁護の意識を高めていく。
  - ② 外部有識者を招聘し、子どもたちとの面談、職員との面談等を実施することで、子どもの権利擁護に努めていく。
  - ③ 権利擁護委員会による活動（権利ノートの説明、意見箱の活用、グループワークの実施、他施設の取り組みの見学研修等）をもとに、子どもの権利擁護に努めていく。
- (3) 職員の支援の向上と働きやすい環境整備
  - ① 支援体制を棟単位で行うこととし、ホーム間の連携強化・支援の統一を図るとともに、職員が孤立しないような体制作りに努めていく。
  - ② 支援ガイドラインを見直しつつ、施設内研修計画（外部講師による研修を含む）を立て、実施していく。
  - ③ 日々の実践の中でのOJTを中心に、職員個々の状況に応じた専門性が身に付く外部研修会等へ積極的に参加をしていく。
  - ④ 5S活動を通して、休憩場所の整備を行い、十分な休憩が取れる環境作りに努めていく。
- (4) 食環境の充実・食育の推進
  - (ア) 業務課職員と管理課職員の十分な連携のもとに、より家庭的で、より子ども個々の嗜好に合わせた食事の提供ができるよう努めていく。
  - (イ) 小規模児童養護施設「はぐみ」「つむぎ」にも栄養士・調理員が入り、子どもと調理する機会を増やし、食環境の充実と食育に繋げていく。
- (5) 社会的養育推進計画の実現へ向けた財源確保
  - (ア) 第3小規模児童養護施設開設に向けて、管理会計の取り組みを実践し、財源確保に努めていく。
  - (イ) 助成金等を活用（申請）し、設備・備品の整備を行う。